

通訳人の募集について

さいたま地方検察庁では、外国人に関連する事件の捜査通訳等にご協力いただける方を募集しています。

1 業務内容

主に、検察官による取調べの通訳、資料翻訳等

2 募集言語

トルコ語、クメール語、ウズベク語、ミャンマー語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語、タミール語 等
(ただし、ベトナム語、北京語(中国語)を除く。)

3 募集条件

- ① 18歳以上の方
- ② 通訳経験のある方(司法通訳の経験がない方でも面接等により適性を判断します)
- ③ 日本語検定1級若しくはそれと同等の日本語能力(読み書き)を有し、通訳言語の読みができる方

4 応募方法

電話による受付(連絡先は下記のとおり、メール等不可)
受付後、履歴書を送付いただき、審査(面接)を行います。

5 通訳謝金

通訳実施時間に応じて、さいたま地方検察庁の定める通訳謝金・日当(交通費含む)をお支払いいたします。

6 派遣場所

主に、さいたま地方検察庁本庁、川越・越谷・熊谷支部 等

7 参考事項

- ・業務上知り得た事柄等について、守秘義務が課されます。
- ・通訳人の個人情報等が事件関係者に知られないよう配慮します。

ご不明な点のお問い合わせやご相談などございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

記

連絡先(平日午前10時から午後5時まで)

さいたま地方検察庁 刑事部 通訳担当

電話048-863-2221(代) 内線319、304